

労働安全衛生法に基づき管理者の配置などが必要です

労働安全衛生法（安衛法）では、事業者が、一定の場合に管理者等を選任したり、職長等に所定の教育を行うことなどを義務付けています。

安衛法第10～15条について、令和3年の監督指導において県内で違反を指摘された件数は244件にのぼります。

労働者の安全と健康を確保するため、安全衛生管理体制を適切に整備しましょう。

名称	必要な場合	資格等
作業主任者	労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業※ ¹	免許取得者、技能講習修了者
作業中の労働者を直接指導又は監督する者（職長等）	一定の業種※ ² で、新たに職務に就くこととなった者	所定教育の実施が必要
化学物質管理者、保護具着用管理責任者※ ³	化学物質を扱う事業場	所定の講習修了者、必要な能力を有すると認める者等
作業環境測定士 (登録作業環境測定機関に外部委託も可)	「指定作業場」で行う作業環境測定	作業環境測定士 (国家資格)
衛生推進者（一定の業種は安全衛生推進者）	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場	所定の講習修了者等
衛生管理者、産業医、安全管理者	常時50人以上の労働者を使用する事業場（安全管理者は一定の業種に限る）	衛生管理者は免許等。産業医と安全管理者は所定の講習修了者等
総括安全衛生管理者	常時所定の数以上の労働者を使用する事業場（業種によって100人、300人または1000人以上）	事業の実施を統括管理する者
統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者、店社安全衛生管理者	建設業等で一定規模等の場合	(左記4区分ごとに異なる)

※¹ 作業主任者の対象（概要）：高圧室、アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置、機械集材装置等、ボイラー取扱い、放射線業務、ガンマ線照射装置、動力プレス、乾燥設備、コンクリート破砕機、地山の掘削、土止め支保工、ずい道掘削等、ずい道覆工、岩石採取、はい作業、揚貨装置、型枠支保工、足場、金属部材建築、橋梁、木造建築、コンクリート造工作物解体等、第一種圧力容器取扱い、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、酸素欠乏危険場所、有機溶剤、石棉

※² 職長等教育の対象業種：建設業、製造業（たばこ製造業、繊維工業（紡績業と染色整理業を除く）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業が対象。ただし、食料品製造業のうち一部業種、新聞業、出版業、製品業、印刷物加工業は2023年3月末までは適用除外。

※³ いずれも2024年4月1日から義務付け

【関連サイト】

労働安全衛生法に基づく管理体制の詳細は、次の厚生労働省HPもご覧ください。

『労働安全衛生関係の免許・資格・技能講習・特別教育など』（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/anzeneis/ei10/qualificaton_education.html

